

子ども医療費助成の拡充の考え方

1. 市町村との協議の状況

(1) 説明状況

- ・ 市長との意見交換会や町村長との意見交換会で、知事と意見交換を実施
- ・ 事務レベルにおいても全市町村に対して県の考え方を説明
- ・ 小学6年生までの子ども医療費助成を未実施の市に対しては、個別に考え方を説明

(2) 市町村の意見

- ・ 未実施の市から、医療費の実績に応じて交付金の精算払をするよう要請あり
- ・ その他の市町村からは特段の意見なし

2. 制度拡充の概要

(1) 支援内容

- ・ 現行の「しまね結婚・子育て市町村交付金」（以下「交付金」とする）のメニューに小学6年生までの子ども医療費助成を追加
- ・ 自己負担については、未就学児の医療費助成と同様に、入院2,000円／月、通院1,000円／月とする
- ・ 交付金のうち、子ども医療費助成への活用の上限額は、
 - ①「市町村が行う子ども医療費助成額（上記自己負担部分を助成する部分は除く）の2分の1以内」
 - ②「子どもや女性の人口等によって市町村ごとに定める交付金の交付限度額の5分の4以内」のいずれか低い額
- ・ 実績段階で、交付金申請時の「小学生の医療費に対する医療費助成活用額」の比率を原則とする精算を実施

(2) 交付金の増額

2.2億円程度（予定）

（現行交付金の決算不用額0.5億円が財源振替により執行されることを想定した額。
予算ベースでは1.7億円程度（予定））

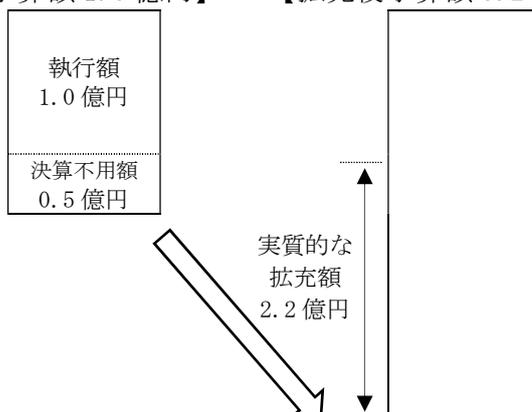
(3) 実施時期

令和3年10月（予定）

3. しまね結婚・子育て市町村交付金の拡充のイメージ

【現予算額 1.5億円】

【拡充後予算額 3.2億円程度】



- ・ 市町村の状況に応じて、子ども医療費助成、結婚・子育て支援策のいずれにも活用できる制度
- ・ ただし、子ども医療費への活用する上限額は、
 - ①「市町村が行う子ども医療費助成額（自己負担部分を助成する部分は除く）の2分の1以内」
 - ②「子どもや女性の人口等によって市町村ごとに定める交付金の交付限度額の5分の4以内」のいずれか低い額